

岐阜県公報

号 外 (一) 平成十九年 十月三十日

目 次

規 則

○岐阜県職員の子育休休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(人 事 課) 一

規 則

岐阜県職員の子育休休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成十九年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県職員の子育休休業等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県職員の子育休休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年岐阜県条例第四十五号）の施行期日は、平成十九年十一月一日とする。

平成十九年十月三十日印刷
平成十九年十月三十日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円 (送料共 (消費税二、二八六円を含む))